

西日本入会林野研究会 会報 (第2号)

第2回シンポジウム特集

研究テーマ

『入会林野整備ならびに整備後の諸問題』

〈特別講演〉

入会林野対策の方向について 穂積良行(1)

〈報告要旨〉

島根県における入会整備の問題点

- 10年の経過をふりかえって 南原博文(5)

明治時代の山村集落の社会構造について 長友格(6)

都市近郊における入会林野整備とその問題点 山口達興(9)

入会林野整備地区を含む山村の林地移動 大平英輔(12)

〈シンポジウム〉

I 入会林野整備の行財政問題 (14)

II 整備後の経営問題 (19)

III 入会林野近代化の法律的側面 (28)

〈大会記事〉 (31)

規約 (i)

会員名簿 (付)

1977. 11

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条(名称) 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条(目的) 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条(事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学术研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条(会員) 本会は西日本(中・四国、九州)地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市西区西南学院大学におく。

第六条(役員) 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

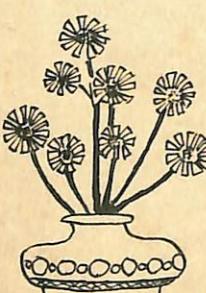
運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条(総会) 本会は毎年一回総会を開催し重重要事項を決定する。

第八条(会費) 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。



<特別講演>

入会林野対策の方向について

林野庁森林組合課 穂積良行

はじめに

昨年10月にこの西日本入会林野研究会が開催され、出席してくれないかという話があったが、都合で出席できなかった。今回、こうして出席し、入会林野等についての最近の情勢、というようなものをお話できることをうれしく思っている。

入会林野等の近代化事業は10年という節目をむかえており、この段階でこれからの取り組み方を考えなければならないが、その際の基本は広大な面積をしめる入会林野等の有効利用を政策的にどのように円滑に進めてゆくかということでなければならない。そういうことで中央コンサルタント会議の際に各コンサルタントの先生方からいろいろと示唆をいただき、また51年度の予算に入会林野等の高度利用についての検討会をつくった。この入会林野等高度利用促進協議会は5月21日から10月12日まで現地調査を行いながら5回にわたって検討会を開催し、入会林野等についての今後の政策的基本的方向づけを議論してもらった。この検討会の報告書は10月12日にとりまとめ、すでにお配りしているが、今日はこれを中心に私どもの考え方を説明していろいろと御意見等もちょうだいしたい。

1. 入会林野近代化事業の第2期事業の要求

すでにご承知のように、昭和42年から入会林野整備事業を10年間にわたって続けてきたが、その実績は整備計画の認可済みのも

のと認可手続中のものを含めて約55万haになっている。当初スタートした際のもくろみは入会林野等の中で10ha以上の団地の8割方、約145万haを10年間にということだったわけだが、この当初のもくろみといま申し上げた実績とを対比すると、半分までいたっていない。「10年間でそれだけしかやれなかつた」という意見と、「10年間で55万haにも及ぶ面積を近代化したということはたいへんなことではないか」という画面からの評価があろうかと思う。しかし10年間やってきたのを予算上の措置として打ち切りにするわけにはいかない。残された入会林野等の高度利用のために権利関係を近代化する事業というのはひき続いてやっていかなければならぬので、来年度以降も予算を保持することは至上命題みたいのことだった。

しかし、10年間という約束でやってきたことを単にそのまま引き続いてやるということでは予算獲得はなかなかできない。それで非常に高い目的をかけ、現在なお約100万haの広大な入会林野等があるが、これを国土利用の観点から高度に活用してゆくということは政府として当然とり上げるべき大きな課題である。その際国土計画が昭和60年を最終年度として計画されているので、残された入会林野等においても52年度から59年度にわたる事業ということにして新たな構想をだしていこうということにした。この来年度予算要求の立案は検討会にも説明している

というように検討会の報告書と来年度予算要求がパラレルに進められており、そのようなものとして現在財政当局と折衝を重ねている。

まず、予算上の措置としては、権利関係の近代化については従来やってきたように各県でのコンサルタント活動費と調査測量費についての助成は従来と同じように今後9年間残された入会林野整備についても行う。これに加えて、入会林野等の権利関係を近代化したところには何らか高度利用のための地元での工夫をしてもらう。この工夫というものについては市町村が大きな役割を果すことから、市町村には、高度利用についての計画作りのマスタープラン、ガイドラインとなるような高度利用の基本計画といったものをつくってもらう。もちろんこの市町村の計画作りについては各都道府県の指導のもとに学識経験者にも相談しながらやってもらつて結構である。入会集団にはそのマスタープラン、ガイドラインに即して具体的な権利関係の近代化と利用計画等を作つていただく。この権利関係の近代化にとどまらないで農林業上の利用を増進するために必要な事業としては、一つには農林業行政上とられている各種の施策というものの活用をはかってゆく。しかし、在來のそういった公共事業なり農構、林構等の事業では果しえないような特別の事業については、それらにプラスして、新らたに入会林野等高度利用の促進ということで助成する。1地区3千万円の事業費で仕組む場合に、国が半額助成というようなことを考えている。

2. 入会林野等高度利用促進検討会での討論

1) 権利関係の近代化の必要性

他方、検討会において5回にわたり、入会林野等の現況はいかにあるかというよう

なことをベースにこれまでの近代化事業の評価をした上で、これからどんな方向でどういう考え方でこの高度利用をはかっていくべきかというようなことで議論いただいた。それについて結論だけを申し上げると、まず、入会林野等の利用をめぐっての情勢というものはかなり大きく変わりつつある。しかしそれをふまえても、入会権等という権利の近代化ということはやはり高度利用の前提として再確認されるべきである。なぜ、入会権等という民法上「慣行に従う」ということで規定されたままではなかなか高度利用が進まないかという点については、近代化法が立案され国会を通過する段階で議論されたように、要するに入会権等に伴う各種の制約が問題であり、それを取り払うことはやはりせひ必要なんだというわけだ。入会権のままで高度利用をしようという場合の一つの問題は、入会権そのものが何らかの形で登記できるような法制上の工夫はありうるのか、ありえないのかということであるが、これはどうも諸般の事情からやはりそうした新しい法制を確立することはむつかしいという結論であった。

2) 近代化後の利用目的の枠の拡大

次の問題は農林業以外の分野に使うという点を政策的にどう考えるかという問題である。近代化法は農林業上の意欲増進を目的とするものであるということで、近代化法による優遇措置を構じた入会林野の整備というものは農林業上の利用が中心である。ただ農林業上の利用の推進はするけれども、今後は単に農林家の経営の拡大というようなことばかりでなしに、地域としての農林業に従事する人の定着にも資するような工夫、たとえば農業構造改善事業ないし、林

業構造改善事業などでのメニューの一つにも入っている森林総合利用事業あるいはそれを若干拡大した農林業従事者の定着に資するような施設というようなものにある程度枠を広げるということも考えられている。

3) 入会集団内部の総意にもとづく高度利用

それから次の問題は、近代化後の利用主体というものについてはどのように考えるべきかということであるが、これについては、その地域、地域の実情をふまえながらどのような利用主体が望ましいかということを判断するほかはないということで、これは地域の実態あるいは関係農林家の意向をふまえて適切な形態を選択すべきであろう。従来長年月にわたり入会集団の自主的な管理のもとで、その地域あるいは集団の便益に供されてきた土地であるから、これをどうするかということについても、入会集団の内部からの盛り上る意欲により、その利用目的なり利用主体というものが変革されるべきであるが、入会集団の内部でなかなか利用目的についての意見調整が行われ難いという実情もでてきてている。このことについて土地改良事業などでとられているような大多数の集団の意志をもって、利用目的を決定させること、たとえば3分の2以上の人人が「こうしよう」という話があればあと3分の1の人はそれに従うというようなことで、その高度利用を推進することはできないかという意見も一応検討されたが、入会権の性格の基本にかかわる問題であり、やはりこのような多数者による少数者の権利の否定というような考え方はとるべきではなく、入会集団内部からの自主的な意見の積み重ねを中心にしていかなければならぬということが強調されてい

る。

3. 入会林野における農業的利用の促進

なお、この検討会の場でも若干議論され、またこの報告書がでた後でもいろいろと意見を聞いていて気づいた点を2、3申し上げたい。それは農林業行政というものは農業プロパーのサイドからあるいは林業プロパーのサイドから問題をとらえ、考えてゆくという時代ではもうないのではないかということである。御承知のとうり林家というのは大半が林業と農業を営む農林家である。入会林野の利用をやつてきた入会権者の大半が農林家であり、農業と林業をそれぞれ切り離して考えてゆくということはもともとおかしな話である。したがつて今後は農業と林業のそれとの分野が独立に経営を考えることじゃなしに、両方相まって農林家としての経営が発展してゆくような方向、あるいは地域として農業と林業との総合的な発展を考えるようことでこれらの政策の展開をしていくべきであると思う。今までの入会林野事業の実績をみるとみなさんご承知のように98%を超えるものが林地としての利用で、農業上の利用というものはわずか1%ということである。しかし、これからは農林業を全体的にとらえるという立場から農業的な利用というのも適地についてはすすめてゆく構えで積極的にとり組むことを期待している。

4. 近代化後のアフターケア

それからもう1つは、高度利用の実現の問題である。国土をどう国民のために使っていくかということについて、国は本当に政策的にきっちとした考え方で指導していく自信ができるのかいないのか。入会林野等を近

代化してゆくと、農林業上の意欲増進といいながらも、個別私権化した後、農林業以外の資本を導入しより利益が上る方へ転換したり、あるいは個別私権化をしてもらった権利者が権利の上に眠ったような状況で高度利用もはからずには草ぼうぼう、雑木は茂るにまかせるといったことだと、入会林野としてまとまっていたものが権利取得者あるいは利用形態の両方からスプロール化するという恐れがあるのではないか。このようなことについてのきちんとした保障がないままに、従来の引継ぎで権利関係を近代化してゆくと、逆にマイナスにならないかと、こういう質問を受けたことがある。

そういう心配からすると、しばらくは、入会林野であったものが国土として、本当に立派な使い方がされるような目鼻がつくまで、むしろあまり他の利用をやらせない、あるいは、むちゃくちやにならないようにそのままずっと保存して、ほっといてくれないかという話になる。

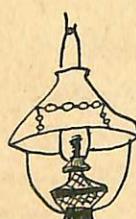
その辺は実は報告書では、そういうような恐れがある、だからこれについてはそうしたまずい結果にならないようにするために、権利関係の近代化なり、特別対策事業をやらそで終りということじゃなしに、それ以後においても行政組織等を通じてできるだけ適正な利用というものを長期にわたって確保

するような指導的なものも考えていくべきである、という留意事項もつけていただいている。たしかに、近代化した後しばらくたつたら近代化時の整備計画なり、これにたゞさわった人たちの理想とうって変わった様変りの結果になっているといったことのないように、アフターケアの問題としてやはり万全を期してゆかなければならぬと思う。

そんなふうなことなんか、これからもいろいろと次期対策を開始し進めてゆく過程で問題はあるかと思うが、冒頭に申し上げたように、この国土の中でこれだけのウエイトをしめる入会林野等の国民全体あるいは地域、地域の住民のために本当にプラスになるような使い方を進めていくということで非常に意義ある仕事をしているという自覚、自信のもとに、お互いこうした仕事にはりをもってやっていきたいことだと思う。

日頃いろいろと各所において具体的な問題に積極的にとりくんでおられるみなさんの経験を通して、政策的にどんな点を進めていくべきかということなどを勉強させていただければ非常に有難いと思う。

また、この入会林野研究会が中尾先生や武井先生等の指導のもとに精々発展することを期待するとともに、またこうした活動を非常に有難いことだと思っている。



<報告要旨>

島根県における入会林野整備の問題点

- 10 年の経過をふりかえって -

島根県林政課 南原博文

はじめに

本県の入会林野面積は、民有林面積の 2.6 % に相当する 14,200 ha である。この整備対象は、大部分が部落有林でいわゆる地方の慣習に基づく入会権の及ぶ林野であるが、地域的には県庁

所在地の松江市周辺に集中している。

現在までに整備に着手したものは、約 6,700 ha でその整備状況は表 1 の通りである。

(表 1) 入会林野の整備状況

区分 面積 件数	(a) 整備対象総数	整備状況 (b)		$\frac{b}{a}$ 整備中	(a)-(b) 未整備	1 件当りの権利取得者数	1 権利取得者当りの面積
		認可済	整備中				
面 積	14,200 (ha)	3,764	3,014	(37.8) 47.7	7,422	-----	(1.40) 0.88
件 数	184 (件)	43	42	(34.3) 46.2	99	(69) 92 人	-----

(注) 1. 認可済のうちには、登記済と登記手続中のものがある。
2. () 全国平均値

(表 2) 入会林野整備後の経営形態

区分 面積 件数	(a)+(b) 認可済総数	協業経営 (a)			1 集団当たり 平均面積	個人経営 (b) 委託 直営	1 人当たり分割面積
		直営型	分収造林	一部直営			
面 積	3,764 (ha)	2,595	187	629	79	— 351	1.00
企業体数	43 + 351	32	11	—	— 351 人	—	—

(注) 1. 個人経営はすべて個人分割したものである。

入会林野の整備結果は、表 2 の通り整備の受皿としてこの 10 年間に 43 集団が生産森林組合を設立するに及んでいるが、整備段階あるいは整備後における総括的な経緯を踏えて二、三の点について問題提起をしてみたい。

1. 生産森林組合のあり方

現物出資で設立した生産森林組合は 9 ha ~

337 ha と階層分布は変化にとみ、経営内容もこれまた多様であるが、経営姿勢は同える。即ち、組合自からの積極的な意欲ともいえる内発力によって直営経営を目指すものと、経営基盤の弱体から整備した林野を造林公社等に提供して分収造林を指向するもの等のタイプに分類される。

問題は、小規模組合をどのように位置づけ

して経営基盤を充実させ発展させていくかが、今後の課題としてのこされるが、発展的な生産森林組合として機能させていくには、ある程度(79ha平均規模)の規模を有する組合でないと維持発展が不可能であると云えよう。

2. 個人分割の是非

整備の結果、個人分割は10件であるがその中身は、全部を個人分割したものと一部を個人分割し他を生産森林組合に持出したもの等であるが、1権利者当りの平均取得面積は1ha余りと小面積である。

この個人分割地は、分割後の経過が問題となるところであるが、其のひとつは、部外者(よそ者)の手に渡ること、もうひとつは有力者によって林野を集積されるおそれがあること等が從来から指摘されている。しかし、この点については未だ時間が経過していないので充分なデーターがない。

3. タタラ地帯の入会整備の特性

島根県の中国山地一帯には、昔タタラ製鉄が盛んに行われ、これに必要な木炭をこの山地で生産していた。この歴史的背景のなかで、整備事業に現れたものでも飯石郡吉田村、仁

多郡横田町で2件確認されている。

この地方では入会林野がないとされていただけに注目される。これは農地改革で「田つき」の山が部落民に払下げられてできた新しい入会林野ではなかろうかと思われる。

4. 共有か総有か分別したがたい事例

問題の林野は、島根県美濃郡匹見町にありその林野面積は、約1,600haと規模は大きく権利関係がかなり複雑である。近代化法の適用にあたって、入会か否かは次のような判断で迷う特色をもっている。

ア 入会的側面

- (ア) 入会林野であったことの事実である。
- (イ) 現在でも地元居住の権利者が管理運営の実権をもっている。

イ 非入会的側面

- (ア) 離村者にも持分があり、離村者の持分が漸増して現在約40%に達している。
- (イ) 持分に差があり最大千分の二百、最小千分の一その差二百倍である。

地元は、近代化法で整備を要望しているが、どのように解決したらよいであろうか御教示を願う。

る。現在のことを知るには、昔からのいきさつを知らなければ十分理解できないということを強く感じた。

後掲の資料は、歌人若山牧水の生まれた東郷町の羽坂門(延岡内藤藩の門という)は、一定地域の中で基本的農民(本百姓)一戸につき高10石を単位として耕作させ、また課税も徵収も門を単位としてなされた農村支配の単位である)の門中規約であり、入会林野の規約ではない。

この規約は、明治28年制定されたもので第1章通約、第2章衛生、第3章消防の3章43条からなっている。規約制定の趣意として、国には法律制度が定められているが、わが部落はわが部落のキマリ、オキテを皆できめて運営するんだということで、多分に道徳的なキマリが定められており、当時の神主や僧侶等の指導的階層の人が原案を作成したような感じがうけとれる。

第1章の1条から6条までは、目的、組織、職務内容等がきめられ、第7条は教育についてで、通学適合児童で通学を怠けたものは毎月1回通学道路を補修させることになっている。当時は各部落ごとに寺小屋式の学校があり、約70戸の羽坂門にも羽坂小学校があった。

第8条から12条までは訴訟についての取りきめで、これによると当時の人々がいかに裁判ぎたするのを嫌っていたかがよくうかがわれ、若し裁判をおこした者は場合によっては村八分にすると全員できめておる。この部落と隣部落との境界にも「論山」と呼ばれる山があり、また県内各地に、裁判により、或は裁判の費用として部落有林が村外に流れ現在不在村地主となっている大面積の山林があるが、当時の人はこれらのことを見聞きしていたものと思われる。

第13条、14条は親孝行した者や、篤農家

の表彰規定であり、16条は、人が働いている所に遊びに行って邪魔するな、必要な時は暇な時に行けと教えている。

17条は賭博をするなど規定しているが、この部落にもバクチ山と呼ばれる山があり、バクチが非常にはやっていたようである。当時のバクチは現在のパチンコのように気楽にやられていたらうし、嫁のやりとりといったような社交場としても活用されていたようだが、バクチをした者、場所を提供した者、隠とく者はこの部落の法律で処罰するときめているのである。

18条には、他人の金員を盗んだ者には2倍を弁償させ、木竹の場合は評価額の3倍を弁償させるが、「共有地はこの限りにあらず」としている。当時70戸で700haぐらいの部落有の田畠、山林原野を共有していたが、共有地で木竹等を盗んでも罰せられなかったようである。

第21条で選挙権を有していて理由なく棄権した者は50銭の罰金に処すとあり、22条は部落経費の負担についてであり、現在では、等級査定委員会が各戸を1等級から20等級に格付けして区費の割当てをしている。

第26条に興行場などで暴行等を働いた者は「蕪巻の刑」に処するとある。

第2章の27条から36条までが衛生に関することで、当時恐れられていた赤痢、疫病等の予防に注意し、特に夏期の餅、団子等の交換を禁止する等のことがきめられている。

第3章は消防に関することで、39条に火災の信号を聞いても頗るせず知らないふりをして寝ていたり、或は自分の仕事を続けていた者は5円以上50円以下の過料に処すといった表現は当時を思いうかがえてニヤーツとさせられる。

明治時代の山村集落の社会構造について

宮崎県西臼杵支庁林務課 長 友 格

入会林野、入会権は社会経済、各種制度の発展変化とともに所有名義、林野の利用形態あるいは入会集団の規制等も変化してきていく。それで、入会慣習の発生の背景となった

一山村集落の社会構造について述べても余り参考にならないかも知れない。

しかし、私が入会慣習の実態調査をやっていくうちに好きになった言葉に「温故知新」があ

[参考資料]

羽坂門中規約(抄)

趣意

本規約ハノ法律アルニモ抱ハラズ不正ノ所為アルモノヲ糺シ尋テ是ヲ戒諭シ専ラ生命財産ヲ保全スルヲ以テ目的トス

抑々本約ノ住民タルモノハ交誼上ハ勿論一同秩序ヲ遵守シ曲ヲ棄テ直ヲ採り惡ヲ廢シテ善ヲ行ヒ信儀ヲ以テ人ニ交リ一言一句我ヲ欺カズ人ヲ欺カズ人倫ノ徳義ヲ重ジ着々前途ノ發達ヲ謀ラント欲シ聊カ左ノ規約ヲ万分一ノ財料ニ充テ依テ以テ基礎ト為ス所以ナリ

明治廿八年

規約書

第一章 通 約

第一 条 本門規約ハ公衆之財産ヲ永年ニ維持スルヲ以テ目的トス

第二 条 本約ハ自治体ニヨリ主権者ヲ選ビ統轄ノ下ニ於テ之ヲ統治セシム
但左ノ役員ヲ置ク

- | | |
|-------|----|
| 一 組頭 | 壱名 |
| 一 幹事 | 壱名 |
| 一 小組頭 | 八名 |

第七 条 本組中ニ学齢児童アルモノハ通学セシムモノトス若シ故ナク通学ヲ怠タルモノハ過怠トシテ学校道路ヲ毎月壱回ヅ修繕セシムモノトス

第八 条 本組住民ハ公私ノ別ヲ問ハズ訴訟事件ヲ為ス事ヲ得ズ万止ヲ得ズ起サント欲スルモノハ事実ヲ組頭ニ届出デ組中小頭以上会談ノ上是非ヲ決シ和解セシムモノトス
尚双方之ニ応ゼス上官判決ヲ蒙ルモノハ情實ニヨリ本組ノ範囲ヲ脱スル事ヲ得

第九 条 寄留人ニシテ裁判警察ヲ目的トシ代書代人トナリ訴告ヲ為シテ生計トナシ渡世スルヲ得ズ

若シ之ニ応ゼズ訴告ヲ為スモノハ寄留ヲ脱ス

第十三 条 父母養父母ニ孝行スルモノハ同一協議ノ上相当ノ金品ヲ賞賛ス 若シ親ニ孝ナク兄弟姉妹ノ間ニ敬愛ナキモノハ品行ノ如何ヲ聞糺シ一応戒心ヲ加ヘ尚ホ心傷ノ意ナキモノハ理由ニヨリ警史へ申報ス

第十四 条 勸業ヲ旺張シ植産興行スルモノニ限り金品ヲ授賛ス
但數年ノ経験ニアラズシテ一時ノ効キハ此限ニアラズ

第十六 条 一定ノ家業ナク空ク徘徊シテ他人ノ家業場ニ到リ時間ヲ費サシム可ラズ
但必用アルモノハ可或閑隙ヲ見テ行クベシ

第十七 条 賭博ヲ為シ又賭博ニ類スル商業ヲ為スモノハ壱円以上百円以下ノ料金ニ処ス
但賭博人ニ場所ヲ授ケ密ニ山林原野ニ隠シスモノモ又同ジ

第十八 条 他人ノ金品ヲ奪盜シ或ハ山林原野田畠畦畔等ニ生ズル木竹等ヲ盗収シタルモノハ金

品ハ之ガ二倍ヲ出サシメ木竹ハ相当代価ノ三倍ヲ弁償セシムモノトス 若シ罪人不分明ニシテ之ヲ罪スル事ヲ得サル時ハ一同協議ノ上見込ヲ以テ定メ一週間旅行人ノ從覧ニ供ス 但共有地ハ此限ニアラズ

第二十一条 衆懸村会議員選挙ノ際選挙権ヲ有スルモノハ必ズ出場スルモノトス故ナク欠場スルモノハ五拾銭ノ過怠ニ処ス

第二十二条 組中石割ハ毎年定期間内ニ必ズ納米スルモノトス 若シ期日に怠ルモノハ之が手数実費ヲ追加シ納米セシムモノトス

第二十六条 演劇其他興行場ニ於テ暴行ヲ働く他人ノ防害ヲ為シタルモノハ直ニ取押ヘ菰巻ノ刑ニ処ス

第二章 衛 生 (略)

第三章 消 防

第三十九条 消防員ニシテ火災ノ信号ヲ聞クモ敢テ頓着セズ知ラザル為ネヲナシ床或ハ業ニツクモノハ五拾円以下ノ料金ニ処ス

都市近郊における入会林野整備とその問題点

福岡県林政課 山口達興

はじめに

福岡県には福岡市と北九州市の100万都市があるが、そのなかで比較的に整備が進んでいる北九州市から調査対象をとりあげてみた。

北九州市においては、4整備組合、入会権者869人、381ha、3生産森林組合が整備完了し、発足しているが、そのなかから個人分割をしているものとして、北九州市小倉南区長野地区の整備状況と整備後の問題点について報告する。

(うち私有林 177,852ha(36%)

入会林野等面積 20,944ha(100%)

整備済面積 2,464ha(12%)

整備中の面積 1,101ha(5%)

整備済面積の内容として

48事業体 2,464ha(100%)

うち個人分割 1,943ha(79%)

{ 16生産組合 521ha(21%)

入会権者数 4,847人

生産森林組合員 1,911人

1人平均整備面積 0.5ha

生産組合員平均面積 0.27ha

1. 福岡県の入会林野整備概況		2. 北九州市及び小倉区並びに長野地区の概況
土地面積	494,491ha(100%)	
農耕地	116,524ha(23%)	
その他	152,412ha(31%)	
森林	225,555ha(46%)	

	北九州市	小倉区
地域面積	46,269 ha (100%)	20,792 ha (100%)
農耕地	5,586 ha (12%)	2,582 ha (12%)
その他	20,574 ha (44%)	7,807 ha (37%)
森林	20,109 ha (43%)	10,403 ha (50%)
(私有林)	15,575 ha (34%)	7,835 ha (37%)
人口	1,058,000人	379,597人
世帯数	323,843戸	118,739戸
農林家戸数	7,432戸	4,128戸
	小倉区	長野地区
総農家数	4,128戸 (100%)	129戸 (100%)
専業農家	532戸 (13%)	16戸 (12%)
兼業農家	3,596戸 (87%)	113戸 (88%)
(第1種)	1,013戸 (24%)	26戸 (20%)
(第2種)	2,583戸 (63%)	87戸 (68%)
1ha以上保有農家数		23戸 (18%)

3. 長野地区入会林の沿革と整備実施概況

明治以前から秣草山、薪炭林として利用していたもので、登記は大字総代、人民共有名儀である。大正末年に1回目の割山を、昭和8年に2回目の割山を小組単位に行っているが、これが約60haであった。昭和16年に紀元2600年記念事業として10haを県行造林として契約、植林完了は終戦後に及んでいる。

整備の着手から完了までの経過はつぎのとおりである。

昭和44年7月、地元説明会開催。

昭和44年8月、準備委員会を4部落単位に5人宛、計20人で発足。

昭和45年5月、整備規約案を作成し、4部落ごとに総会に諮る。

昭和46年2月、整備組合設立総会開催

昭和48年3月、認可申請

昭和48年11月、認可

昭和49年3月、登記完了

また、整備林野の面積等はつぎのとおりである。

入会林野面積 190ha

県行造林 109ha

整備対象面積 79ha (県行造林及び溜池を除く)

入会権者 270人 1人平均0.29ha

4. 入会整備実施時における問題点

(1) 入会権者の確定

このような長野地区的状況であったので、県行造林を除き、入会権者の確定にあたっては、個人分割を原則とすることを確認し、昭和44年7月の時点で独立した世帯をもっている者のうち、農林業を営んでいる者を権利者としている。

この権利者のなかで、第1回及び第2回の割山を持っている者を旧人とし、それ以

外の者を新人として、270人の入会権者を確定している。

割山を行っている60haの旧人は156人であり、1人平均0.39haとなり、比較的に里山が多いと認められる。一方、新人は17ha 114人で、1人平均0.15haとなり、標高が高く比較的に利用されていなかった所である。

このように入会権者の確定にあたり、農林業を営んでいる者全てを権利者として認めていることは、特筆されるべきであると思われる。

(2) 整備時点における問題

個人分割 40ha 113人

数人共有 37ha 157人

その他 2ha

計 79ha 270人 324筆

個人分割を原則としながらも、割山を行つて共有としている場合もあり、平均反別が示すように小規模分割となるので、林業経営上からも共有で纏る所は共有とするように担当係としては指導した。

その他としての2haは、林道敷、溜池であり、代表8人の共有名儀となっている。

5. 整備後における問題

割山を持っていた者のなかで、個人分割しているものは植林しているが、共有地は植林が出来ていない。

造林が進まない理由としては、

- (1) 都市近郊であるため、整備当時は農林業を営んでいた者が、農業を離れて給与所得者となり、造林意欲のある者が減少していること。
- (2) 近年における宅地開発ブームにより、大手不動産会社が隣地一帯を買収しており地価の上昇の影響を受け、里山地区は造林適地より

も宅地開発地としての評価を受けて、そのままにしておいても地価の上昇が考えられる。

③ 造林に熱意のある者とない者が共有者となっている場合等、複雑な利害関係が発生しているものがあり、再度個人分割を要請している共有地が数グループある。

などがあり、このような事情により共有地における造林は進んでいない。

法の趣旨である農林業上の利用増進という点からみれば、今後における整備上の問題として、個人分割して意欲を持たせ、造林を進めることが良いと思われる。

その外、代表8名名儀の共有地として残している溜池や林道敷一設計された林道敷ではない約2haを今後どのように利用するか問題が残されている。

また、整備対象外とした県行造林地109haが、大字総代、人民共有の名儀のままに残されており、今後分収金支払の時期に問題が残るものと思われる。



入会林野整備地区を含む山村の林地移動

高知大学農学部 大平英輔

入会林野の「近代化」整備事業後の経営形態は、協業経営と個別経営とに大別され、前者は63%、後者は37%の割合である。この場合、個別経営に結びついてきたものは、整備前から分割利用形態をとってきたものが多い。だが、整備前の分割利用は全体の26%程度であったことと、個人分割移行は現実的にかなりを困難が伴うこと等を考慮すれば、整備後のこのような増加は、農家林家の土地所有意欲あるいは經營規模拡大意欲のあらわれともいえよう。

一方では、近年、山村地域の過疎化とともに林家数の減少、とくに零細農林家の減少等により山林の保有構造に変化の起っていることが、論ぜられている。林地所有の流動化が、入会林野整備地区およびその周辺で、どのように進行しているかをみておくことは、厳しい社会経済下の山村における整備後の林野利用のあり方を検討するに必要なことであろう。ここでは、高知県西南部のU町における林地移動の事例を若干紹介してみよう。

1. U町のM、N部落では、昭和47年入会林野の整備を行い、個別経営に移行した。両部落の入会林野は整備前から分割利用形態をと

り、大正14年各入会権者の利用区分を定め、草木を自由に採取してきたもので、個人有地化を望んでいたものである。M部落の林野は実面積約543ha、権利者107名で、1戸平均5.1ha、N部落の林野は約348ha、権利者62名、1戸平均5.5haに達するものであった。現実の分割は最大22haから最小のものは0.3haとかなりの巾があったようである。

2. この両部落を含むU町の林地移動は、昭和47年から昭和50年までの4ヶ年間に、個人間の普通売買で次表の如く、592ha、1,020件に達している。同町内林家の売却は553ha、970件であるのに対し、同町居住林家の購入は406ha、767件で、その割合は面積で73%、件数で79%を占め、一方町内林家から町外者への林地流出は147ha(27%)、203件(21%)である。しかし、近年、町外者へ流出した林地を町内居住の林家が買い戻す動きがみられるようになってきており、売買の規模は、1ha未満の売買が70%（件数）で、零細取引のウエイトが高い。

表1. U町の林地売買相関表（昭和47年1月～50年12月）

買手	売手	同市町村	その他高知県	愛媛県	その他	計
同市町村	40590(767)	16.71(26)	039(3)	688(5)	42988(801)	
その他高知県	8233(88)	688(7)	—	2.79(3)	92.00(98)	
愛媛県	2947(35)	—	054(2)	—	30.01(37)	
その他	35.54(80)	533(3)	0.06(1)	—	4093(84)	
計	55324(970)	2892(36)	0.99(6)	9.67(8)	59281(1,020)	

注) 1. 土地登録通知書より作成
2. ()内は件数

- 12 -

3. このような林地移動の進行している中で、個人分割地が動いているか、あるいは経営基盤の拡充の核となり有意義に展開しているか否か。残念ながら、われわれの調査は目的を異にしているので、それに答えることはできない。しかし、上記4ヶ年間の町内林地売買者の中に、入会権整備対象者の売買が15件みられ、8件が売却者側に、7件が購入者側にあることが知られる。

4. U町からの人口流出は昭和30年頃から学卒就職者、若手労働者を中心に始まり、35年以降急速に進み、昭和38年の災害復旧などの土木事業の盛行とともに林地移動は活発になってきた。このようにU町での林地移動は人口流出と賃労者への純化による林地放出と、さらに林地縮少を指向するものを売却側の基調とし、一方町内の経営規模拡大層は、農林業者側と、家族内に比較的安定的な給料所得者の存在する林家、および町内商業経営者である。

5. 昭和30年代のこの山村における林地移動は伐跡の裸地が主体であり、林地価格も安く、賃労者でも容易に入手しえた。30年以降活発になった造林事業は、農民造林と町有林造林によって担われ、40年以降は公団、公社造林と森林組合造林によって展開され、昭和50年には、同町の人工林率は64.5%に達した。かくして現在の売買林地は、人工造林地が大半を占め、売買価格もかなり高くなり、

地元林家は自己資金のみでは、購入し難くなっている。とはいって、1ha当りの土地価格（立木価格は別）は、昭和49、50年の例では25万円～30万円で、決して高いとはいえない。

6. このような林地移動の活発さと、森林組合の林業金融に対する姿勢、行政庁、森連、組合の斡旋、PRにより、地元林家の林業経営改善資金に対する資金需要が高いのである。地元林家の林地取得性向は、公庫資金という融資利用ではあれ、地域内林業資本の経営対象の拡大につながっているといえよう。

7. 入会林野の近代化は、権利関係の近代化とともに、農林業上の土地利用の増進をはかるべきことは勿論ではあるが、単に整備のための組合に終始し、あるいは個人分割が地域外に流出するための手段にすぎないということがあつてはことである。要は山村民の林業経営が前進し、山村民の定着につながるものでなければならぬ。山村民のための、山村民による、山村民の林地利用を目指すためにも、入会林野整備後のマスター・プランに市町村も参画し、農林業政策、助成等を積極的に利用していくようなアフター、ケアが必要であろう。その一つは上記公庫の経営改善資金が個別経営移行地域に有効であろう。それらの造林地は若令林分が多く、公庫資金の貸与条件にも適うからである。



<シンポジウム>

司会 武井正臣（島根大学法文学部）

岡森昭則（九州大学農学部）

発言者（発言順）

穂積 良行（林野庁森林組合課）

佐藤 友彦（大分県林政課）

植田 昌宏（林野庁森林組合課）

森 有為（大分県九重町企画室）

三山 忠（長崎県巣原町下原入会整備組合）

重石 巧（大分県日田市農林課）

岩崎 伸吉（北九州市農政部）

堺 正紘（九州大学農学部）

山口 達興（福岡県林政課）

大平 英輔（高知大学農学部）

南原 博文（島根県林政課）

長友 格（宮崎県西臼杵支庁）

原 国夫（佐賀県入会林嘱託）

川田 熊（高知大学農学部）

斎藤 政夫（島根大学農学部）

白土 秋穂（北九州市農政部）

河野 俊克（宮崎県林政課）

大広 光義（福岡県林政課）

旗原 熊雄（長崎県林務課）

中尾 英俊（西南学院大学法学部）

<問題点の整理>

司会（武井） それでは討論にはいりたい。今 日予想以上にたくさんの意見、質問が出て いるが、出された問題は次のように整理できる。第1は行財政と経営とが絡んでいる問題、特 行財政問題が主体となっている問題である。第2は整備後の経営問題、第3が近代化の法 律的側面である。昨年がやゝ法律的问题に偏 した感があるるので、本日のメイン・テーマ は経営の問題に絞りたい。特別講演にもあつたように入会林野対策の今後の10年の展望 のなかでも経営は重点が置かれているし、過 去の10年を振り返っても権利の近代化だけ で経営の高度化が伴なわなければ色々な問題 点が出てくるので、今日のシンポジウムの重 点は経営の問題におきたい。その前に、行財 政問題についての質問がかなりあるのです 第1に國の方針、行財政の今後の見通しにつ いて討論したい。その後、メイン・テーマで ある経営の問題をやりたい。

I 入会林野整備の行財政問題

司会（武井） 最初に穂積さんに島根県の南原 さんから、生産森林組合の今後の育成指導や 強化対策、特に経営規模の小さい組合につい てどのような考えを持っているか、もう一つ 大分県の佐藤さんから、生産森林組合の育成 強化策、例えば指導員の配置、施設組合との 結び付きの強化等については、という質問が 出ている。

<生産森林組合制度の問題点>

穂積 生産森林組合がこれまで沢山設立された が、その大半は入会林野等の権利関係近代化 の受け口ということできている。実はそう した従前の入会集団が林業経営の一つの組織 体である生産森林組合制度を活用して行くと いうことについてどう評価して行くかとい うことから言わなければならない。

昭和26年の森林法で生産森林組合制度が 設けられた際には、これは入会林野等の近代

化の受け口を意識してのものではなかった。 ところが、昭和41年の近代化法を受けて入 会林野の近代化事業が始まって以来、これが 丁度格好の受け口であるという形で利用され た。

しかし、入会林野の近代化の受け口組織体 として制度上旨くいっているとは言えない。 1つは所謂常時従事制限義務という問題。生 産森林組合は、税法等の恩典を受ける協同組 合として認めるには構成員が直接自らの労働 をこの組織を通じて燃焼させるという発想が 不可欠のものであるということから、組合員の2/3はこの組合事業に常時従事するもの でなければならず、組合事業に常時従事する 者の半分以上は組合員でなければならないと いう両面から規定されている。農業生産法人 の従事義務はその後改正を受けて若干制限規 定が緩和されてきたが、こちらの方はどうも きつ過ぎて実際は従事制限義務を満たしてい ないもののがかなりある。これについては、森 林組合制度等検討会の課題として一つの生産 森林組合の今後のあり方も制度的に検討され ることになっている。その際、生産森林組合 のあり方をどう考えるかということと法制的 な面をどうするかという両面に亘って検討し なければならないが、まず第一に常時従事義 務の規定が検討される筈である。それからも 1点、それとパラレルだが入会林野等近代化 で植林保育してもワン・ラウンドやると、後 暫くは、林業経営としては、あまり手を懸け なくて済む期間が続く。本当は林業経営の組 合体としては毎年一定量ずつ植林、保育、主 伐というような各段階を旨くローティション し、恒常に労働力を保持するという形に設 計されるべきであるが、実際は植林して下刈 除伐、枝打、間伐などをやった後眠ってしま

う。そういうことに対しては恒常的な林業生 産組織体としてはどうなのかという議論があ る訳で、そうした実情を踏まえた評価をやつ ていかなくてはならない。しかし、生産森林 組合と平行して生産活動をやらずにただ森林 を管理するというだけの組合組織、極端に言 えば森林を単に財産的に保持し、管理する為 だけの組織を新たに制度化することを考える のは法制的に無理であろうという予感がする。 生産森林組合の育成をどのように図ってい くかであるが、恒常に労働力を毎年燃焼させ るような林業経営体とするには、基盤が小さ い生産森林組合が圧倒的に多いけれども、施 設森林組合について行っているような合併の 促進は、生産森林組合では適切とは思えない。 その地域々々の生産森林組合として完結して いるものが多いので、これはあまり積極的な 施策を考える必要があるかどうか疑問である。 いずれにしても、組合として植林活動等を組 合員に出役させてやっている分には総会や活 動報告はできると思うが、暫らく何もやらな かった状況で毎年報告をするというのも、本 当はする法制になっているが、問題はあると 思う。しかし、株式会社あるいは有限会社的 に雇用労働を主にして、財産保持的にやって いくということでは組合の実をなさない訳で、 そうしたいなら別の組織で考えるべきである というような指導は最低限度の問題として、 きちんとやるべきだと思う。生産森林組合に 対する國の財政的な援助ということについて は、これは例えば造林補助金制度とかあるい は林構事業とかの対象、主体ということでの ってくる場合には、当然そうした助成制度を 生産森林組合として活用してもらうというだ けのことで、生産森林組合のためのみ特に助 成制度を考えるということは今のところない。

もし特別の育成のため何か助成をという話であれば、どんな風なことをやつたらいいのか、寧ろ意見を聞きたい。

＜生産森林組合に対する指導のあり方＞

佐藤 大分県の場合も、生産森林組合が入会林野整備で50組合できているが、半数以上は造林事業にても経理等にしてもまあまあである。しかし、残りは入会集団から名前が生産森林組合に変わっただけで、実質は部落で昔のまゝ運営されている。従って一斉調査や決算報告も十分できていないし、勿論造林も進まない。こういう半数近くについてどういう指導をしたらいいのかということで問題を出した。中小企業については経営指導員制度のようなものが考えられないだろうか。それと施設森林組合との結び付きの強化の問題。施設森林組合そのものにも半数位問題の組合があるが、旨く行っている森林組合の傘下に入ってその指導を受ければ、そういう面はかなり解決できるのではないか、他の県でそういう好事例があったら出して欲しい。

司会（武井） 第1の点の指導員についてお願ひする。

穂積 生産森林組合の育成を図る、あるいは活動の適正化を指導するような意味での県の活動について助成するということについて今まであまり強い意識は持っていないかった。他の県からもそういうような事を是非政策ベースにのせてくれというような御希望が強ければ、今後の検討課題ということで受け止めたい。

植田 第2点の生産森林組合の事務等の処理について、鹿児島県の大浦地区の5つばかりの生産森林組合では経理処理を施設森林組合に全部委託しこれで処理している。その他個々

の地域によって施設森林組合を活用している例が相当ある。

＜生産森林組合の連合体＞

穂積 生産森林組合の数が多くなって恐らく年度内に施設森林組合の数よりも多くなる。そうすると生産森林組合の連合体を作りたいという気運がどうも出て来るだろうし、それに對してどのように考えるか考えておかないといけないだろう。生産森林組合には施設森林組合の組合員資格があり、また県森連への直接加入という制度もある。県段階で生産森林組合の連合体と施設森林組合の連合体が二つ並立というようなことはあまり良くないので、そういう生産森林組合の横の連絡組織や協議体を作るとすれば、県森連の傘下に置いて1パートとして位置付けるというように初めから県森連が指導してはどうかと思うがそんな動きはないのか。

森 大分県九重町では18の生産森林組合ができている。あと30ぐらい合計約50の生産森林組合ができるのではないかと思う。その場合、組合員は実務については殆ど町または施設森林組合にお願いしているが、町あるいは施設森林組合の職員の全てが経理指導ができるわけではないので、決算時期が集中しているため一度にきた場合の経理指導ということが大変困難になっている。また大分県の場合、日田玖珠地区に1人の指導員が置いてあるが、1人ではどうしても日田玖珠地区の50もの生産森林組合の経理指導はできないということから、県に国あるいは県の直接各町村に対する財政的な援助はないかということをお願いしている。九重町では生産森林組合の協議会を作ろうと考えている。町あるいは生産森林組合の負担金もある程度の目処はついた。

県に対しても幾らかでもいいがこういうような協業体の経理的な経費についての援助をなされないかということをお願いしたが、どうしても県としてはその助成はできないという。経理関係を国や県あるいは町村に依存したのでは本当の生産森林組合たる経理の内容が組合員そのものに判らなくて困るではないか、他人任せの経理ではいけないのではないかと思う。従って、そういうような協業体の中で、自分の財産はどれぐらいであって、どれぐらいの経費が年間必要であるかということを知る必要があるのではないかということを感じる。

＜整備林野の目的外利用の歯止め策＞

司会（武井） それではまだ問題が続くが、問題が山積みしているのでこの問題にコンマを打って次の問題に移りたい。

三山 整備されたものが芳しくない方面に利用されるということについての歯止め策というか、規制策というか、そういうものは考えられないのか。

穂積 おっしゃるように歯止めを掛けるべきであるという意見がかなりある。しかし、かつて入会林野であったものののみについて特別の土地利用規制をかけるということは困難ではないかというのが結論である。そうすると「補助金を貰って農林漁業の利用の増進のために近代化した、調査測量費も国や県の補助金に入れてもらった、けしからんではないか」という話になるが、これは補助金等適正化法の補助事業の目的として掲げていたものと背馳する場合の補助金に絡まる制約というような問題としてだけはある。実際の行政指導の例から見ると、例えば人工林化したところを都市計画で宅地化するというような時に、それ

はけしからんではないか、と「宅地として活用するならば、全ての入会権利者（生産森林組合に現物支出して林業をやっていくという人達）のために別の林地を準備しなければだめだ」というように処理した県などもある。それも行政指導に応ずるならいいが、強権をもってそういう形で土地を提供しなければ補助金返還であるというようなことがなかなか取り得ない。いずれにしても、近代化するときだけ旨いことを言って後は勝手にというようなことは好ましくない。行政指導面で先程の補助金の返還に至るようなケースは勿論、そうでない場合も色々と行政上の工夫を凝らして頂くということしかないのではないか、と考える。

＜林業と農業、畜産の競合について＞

司会（武井） 林野庁で考えておられる所謂第2次10年計画に関連して、農業的利用といふのはあまり推薦されると幼令林と衝突するのではないかという問題が出ている。

重石 今後9ヶ年に亘り入会林野を林業方面のみならず農業とかあらゆる面において利用するという方向で検討しなければいけない所謂公益的な考方に立ってやらなければいけないということだが、実は私の日田市では凡そ林野の77%が人工林で殆ど造林ができるがつており、原野というのは600~700ヘクタールという状態である。従って、農業的な利用が拡大されればされるだけ林業方面との競合が起こる。場合によっては農業的利用が幼令林に及んでくるだろうが、そういったことをしてまで農業開発をやらなければならないかというような問題を考えられてくる。農業開発との関連について今後の利用計画を立てる場合には、現地の実情に即応して、或は高

度利用の観点に立っての計画を樹立することが必要であると思うがどうか。

穂積 誠にもっともな質問だ。高度利用を図っていくという場合、その地域の関係者の農林業全体としての経営の発展にプラスする方向でとはいっても、すでに林業に投資して下刈りなども行い、清々育ちつゝある山も潰すというところまで考えてはいないというのは当然の話だと思う。しかし、林業的利用と農業的利用のどちらが土地の利用として投資効率がいいかという話から、やはりこの際林業というよりはここに牛を飼う、或は果樹を植えるというのが効率的な地味、地形である場合には、折角植えたものを伐り倒すのかというような形で競合が起こるケースもある。その辺は林業でなければだめだと農業に使う方がいいとか、一義的にどちらかに決め付けるということはなかなかできない。決して逃げるわけではないが、地域住民の農林業全体としての経営のためにどちらがプラスであるか、という観点からの検討を経た上で結論であれば、それに任せることより他にないのではないか。普通は折角人工林化して育てているのに主伐をむかえる前に投資を回収し得ない状況で、伐り倒すという例は出て来ないと思うが。

〈入会整備における市町村の役割〉

司会（武井）これは総合的利用の具体的な問題になると非常に競合、或は利害関係の対立という難しい問題になってくるということだろう。ところで新10ヶ年計画では市町村の役割に期待するというような面がかなりあつたように思う。それで入会林野整備と市町村の役割という問題に移りたい。

岩崎 山口さんから北九州市の例を披露して頂

いたが、私は今まで5件の入会整備を担当した。北九州市のように権利者の権利が殆ど睡ったような感じで、固定資産税とかそういう義務だけが生かされたような入会林野では権利者そのものの把握、それから計画書を作りという段階でかなり市の役割というのが大きい。そういうことで担当者は殆ど権利者と一緒に遊びながらという感じで仕事をしなければならないようになるわけで、市の中でもお前は遊んでいるという感じしかいつもられない。そういう立場にある者に対して国や県から指導費の助成とかはされていないけれども市町村の役割というものを認めて頂けたら、幾らか担当するものは気楽に動けるのではないかだろうかという気がする。

司会（武井）過去10ヶ年でも、私の見聞している限りでも市町村の方は大変努力して下さっている。それは表に出ないような形であったのが今後は多少良くなるのではないか。

穂積 今までは県のコンサルタントを中心とする指導事業と入会集団の自主的活動というようなことでしたが、これからは市町村が高度利用基本計画を作り、それに即して整備計画を入会集団が作る。しかも今後は整備後の高度利用のための特別対策の計画作りも、市町村が積極的に関与してやって頂く、市町村に前面に出て頂こうということで予算要求をしている。実はその構想に対し市町村にそうしたことを行つてやる実力があるのかという批判があった。それには当初は、協議会費や入会集団の意向調査費、それから基本計画作成費などの国の補助金が県を通して市町村にまで降りてくるのを誘水として、市町村もそうした職員の配置等も考えて貰えるようになるのではないかという説明をしていた。ところが大分県のここにおいてになっている重石さ

んや皆さんに御案内して頂いて市町村を回ってみて、非常に立派な現場の担当者が居られることが判った。今も思い出しが、日田市での担当者を是非国ベースで表彰して欲しいという声を聞いた。九重町でもそうだという。地元の方々から非常に感謝されている市町村職員や入会についての活動実態を目の当たりにして、これはそういうような状況というものが、全国各市町村に段々広まるようなことも十分期待できるのではないかということで安心して帰って来た。

尚、今予算要求中だが、特別対策事業といふのは来年度は60地域で、各県1~2地域であるから県の指導の力量範囲で十分貰えると思う。ところが、特別対策を実施するところはピーク時になると、年間180地区位になる。国の金としても3,000万円の事業だから、54~55億円の事業費である。その半分、27~28億円位の補助金を計上する構えでいる。それを誘い水として高度利用を進めて行くということであるから、そうした金が流れようになれば体制も自ずとそうした仕事に相応した形に整えていくではないかと期待している。

司会（武井）人材は中央だけでなく市町村にも沢山いるという点を改めて認識した。とくに権利者と日頃から密着している隠れたる努力というものを適正に評価して、行財政の面でも適切な取り扱いをしていくことが必要であると思う。それで項目の時間がほゞ来たので、あと一点、生産森林組合における造林補助金の経理処理の問題をやって次に移りたい。

植田 通常生産森林組合の経理処理の場合には、例えば分収造林等を行つても相手から造林費を貰つたことにして、それを事業収益とする。

従事者については仮払いをし、年度末に経費が出た場合にはそれを通算して、従事割配当ということに処理して税制上の恩典を受けるように取り扱っている。また、常時従事義務の適用については従来は組合員のみであったが、49年の改正によりその世帯員まで含めて1/3というような取り扱いになっている。たゞその取り扱いとしては2/3は組合の事業に従事する組合員でなければならないということはあるが、1/3の問題については世帯員まで含めてのことであるから従来より緩和されて来た。従って、その世帯員の賃金等も支払っていくいうような点から言って、事業がかなり大巾に計上できるということも考えられる。事業の仕方と事業費の積算の仕方も大分以前よりは緩和されている。

II 整備後の経営問題

司会（岡森）入会林野の整備を行う場合、或は整備後の問題で、それが直ぐ行くかどうかについては、主体である農家の事情、或は農業経営、林業経営の事情によってかなり左右されるということが色々な報告で出されている。昨年は入会の整備をしていく場合の問題としてどういった問題があるかという点がかなり出されたので、今年は特に入会整備後の問題を中心にしてみたい。

入会整備後、良い成績でいっている生産森林組合もあるだろうし、放ったらかしといったようなところもあるだろう。そういう場合の問題点は何処にあるのか。また、不良生産森林組合と言うか、そういった組合を順調な軌道に乗せるにはどういった方法を考えなければならないのか、というような点になるべく絞って討論していきたい

と思う。

<入会整備後の林業経営>

堺 午前中も穂積さんがお話になつたし、それから問題を提起された方々からも出されたが、入会林野整備事業というのは飽くまでも手段であり、目的は高度利用である。ところが、整備をしても高度利用の実がなかなか上がらないというのが、多年に亘って色々と問題にされていることだと思う。しかし各県なり町村の行政の場に居られる方々は決して嘆いてばかりではおられない筈で、色々な試みをされているのではないか。入会林野の利用の度合が低かったというのは権利関係の問題とともに、政策の対象として取り上げられることが非常に少なかったという側面がありはしないだろうか。それを整備事業で近代化した後、本当に高度利用の実を上げるために今までの一般の民有林より以上に濃密的な、計画的な、目的意識的な政策の投入が必要ではないか。それが今度の特別対策事業だという風になると思うが、そういう特対策事業など今度の計画を考え行く上でも、今までそういった点について町村の方々がどういう努力をしておられるかということを少しお互いに出し合って頂きたい。

重石 日田市では第1次林構で入会整備をし、生産森林組合なり個人分割をして高度利用を図るという形でやって来た。第2次林構ではかなり生産森林組合に高度の投資をしたいと思いつつ、今まで躊躇していたが、只今穂積さんから話があったので非常に勇気が出ている。それから幸い私の方は林業に対する感心が強く、個人分割をすると朝5時からでも下刈りに山に上って行くということで非常に愛林思想が強くなっている。しかし地区外に山

が流出すると非常に困る訳で、その点については、「折角個人分割をした山が、余所の地区へ行けばそれだけ皆さん達は狭くなるんだ、少しでも自分に貰った土地は自分でやりなさい。決して余所の地区の人に手放してはいけない」と話している。日田郡のある村のことですが、非常に過疎化が進んでその地域の森林の1/3を日田市の人人が持っている。そのため村全体で意志決定ができないという状態になっている。だからそういったところも注意が必要ではないだろうか。

堺 北九州の報告で出されていた個別私権化のなかで、林道敷が確保されているという報告があった。これは車道ではない、歩道だということだが、整備計画の中で当初から林道を想定していくというのは、非常に目的意識的な整備事業だという風に評価できるのではないか。それからもう一つはやはり北九州の報告の中で、小倉区という非常に宅地化の進んでいるところで、もとの入会林野のあったところは、己に大きな資本がその土地の周りを全部宅地造成用に買い占めているという。唯一残っていたのが入会林野だったというようになっていて、そういう都市近郊では入会原野の林業的な利用は歴史的にも全然ないし、また農業的利用をしようにもなかなかできない。いくら近代化してみても、それ自体では利用が進むということは考えられないのではないか。政策の手段として近代化事業を行うならば、たゞ単にその林野をどう使うかという権利者の決意表明だけではなくて、それに至る経過が示されないと実際には政策の本来の目的である高度利用は達成できないのではないか。そこら辺りについて例えば林道、または造林補助金なり造林融資など、そういうものまで整備事業のなかで、または整備後に

も考えておられるのではないか。幾つか事例があれば教えて頂きたい。

司会(岡森) もう一つ私の方から補足させて頂きたい。同じく北九州の報告で、共有地という所有関係の問題と整備した後の造林が進まないという問題が提起されている。これは熱意のあるものとないものとがあるということでおされているが、その辺をもう少し具体的に出して頂きたい。

山口 少し言い足りなかつたが、造林が進まなかつた土地というのは共有地だ。報告でも述べたが、大体土地の標高が高く悪いところが共有地となっている。従ってそこには条件が悪い。所謂都市近郊ということで宅地化がされており、殆どが兼業農家で勤め人が多い。従って、色々な人達が共有しており、そこには必然的に熱意のある人とない人が出てきたり、或は個人的な利害関係が出てきて、お互いにしつくりいかないような色々な問題がある。

岩崎 法律は高度利用ということを前面に唱っているが、実際に権利者として入会権者が望んでいることは、まず所有権、それから林野利用という順序ではないか。所有権を得るということが権利者から一番に出て来る訳だ。しかも現実は、林野所有権が確立しても、直ぐには次の発展になかなか結び付かない嫌いがある。いま話題になっている北九州市の例では、 m^2 当たり1,000円強の負担金を各入会権者から取っている。その金は整備する時の役員の旅費、日当、整備計画書を作る行動費とかに充てたが、残金が40万円程残っている。そこで個人分割地に今後造林する人がいれば一般の造林補助金(市が上積み)の上に、その残金から補助金を出したらどうかと常々指導している。

司会(岡森) 北九州の場合でもまだ整備して間がなく、これから成り行きを見なければつきり判らない、というところがあると思う。他にかなり以前に整備されて、その後の状況で対象的な利用内容にあるような地区があつたら出して頂きたい。

入会整備しても植林或は畜産業などが進まない背景なり原因を少し出して頂いて、その上で今後の整備後の対策をどのように立てれば良いか、という話に移って行きたい。

大平 整備後の状態が比較的順調に進んでいるところを見ているので、今の問題にちょっと外れるかもしれないが、私が見た限りのところをちょっと話してみたい。私達は高知県梼原町と中村市の林地移動がどういう風に行われているかということを今調査している。その時に強く感じるのは、地元の居住者の方に真の安定を図るためにには地元の山を持たなければならない。そういう意識が最近疾みに芽生えていることである。安定経営が可能な面積を何とか持ちたい、或は地域内の人間に買い戻したいということで、林地取得資金が非常に利用されている。そして高知県では梼原、中村、そしてその周辺が特に資金の需要度が高い。但し、問題は林業経営の改善資金つまり林地取得資金が普通の場合200万円、特認の場合400万円で、若干頼りない感じのする事だ。今の制度だからそういう程度だと思うが、こうした資金を利用して林地を取得して規模を拡大しているし、造林実績を非常に高めている。そういうケースが最近非常に私が見る限りでは多くなってきてている。そういう点では林業経営改善資金が昭和38年に林業経営維持改善資金から分離した政策的な役割が、今の時点になって漸く現地で実を結びつつあるのではないかと私は理解する。

司会(岡森) いま規模拡大、或は造林による林地の内容充実が図られてきている、という指摘があったが、その場合、そういった状況を可能にしている基盤はどういったところに求められるのか。

大平 私達が現在認識しているのが、或は特異な例かもしれないが、一つには、梼原町には町有林が4,800ヘクタール(全森林面積が20,000ヘクタール程)あり、そのうち凡そ1,300ヘクタール以上が昔から町民によって分取造林されているが、それが現在の造林意欲を支えているのであろう。もう一つは、村外所有に比較的流れていないこと。東京の法人に買われている例もあるが、そこの社長は梼原町の出身であり、大体平均10ヘクタール程度山をお持ちの方が多いということができる、これが第2の要因であろう。第3点は、森林組合の活動が最近非常に活発になってきつゝあるということ。そういった全体的な動きが、梼原町の造林意欲というものを盛り立てる柱ではないか、と理解している。

<生産森林組合の内発力とは何か>

堺 南原さんは生産森林組合を2つのタイプに分けられたが、その内容の説明を省略されたのでお尋ねしたい。とくに生産森林組合自らの内発力によって直営経営を目指す組合が一つの類型としてあるというのは多分島根県内にそういう組合が幾つか事例的に目に付くという意味だろうと思う。こういった内発力を持つ生産森林組合というのは、一体どういう特徴を持っているのか。政策的なテコ入れもそこには何かあるのかどうか。さらにどういう特徴を持った生産森林組合の場合、内発力を期待できるのかというところまで一般化できれば尚いいわけだが、具体的にどういう組合

かを教えて頂きたい。

南原 島根県では現在までに生産森林組合の設立は43組合に上るが、殆どが現物出資の形で生産森林組合を設立している。面積規模はあっても用材林が成林している場合とそうでない場合と色々ある。端的に言うと、用材林(天然林にしても人工林にしても)が蓄積されているという一つの武器を持っている組合に内発力がある。従って弱小組合は所謂雑木林、低質広葉樹林、こういった基盤を備えている組合が委託型の組合に陥っている。付け加えたいことは、生産森林組合を設立する場合、現物出資だけでなく運転資金のための出資金を一定に義務付けて行くならば、非常に内発力を搔き立てるような要素がそこに生まれてくるのではなかろうか、というような個人的な意見を持っている。

堺 用材林蓄積が一つの決め手だ、運転資金を法人として持っているかどうかが重要だ、というのはよく判る気がするが、もう一つ個別の組合員の力量が生産森林組合の内発的力としては非常に重要なファクターのような気がするがどうか。

武井 南原さんが担当になる前に私が若干見聞いた例を申すと、従来、報徳社みたい組織が己にあったところでは、かなり昔からリーダーがいた。人と組織の歴史的蓄積というものがある。そういうところは非常に旨く行っている。今南原さんが言われた自己資金もひとつ重要な要素だと思うが、やはり人材だ。人だといってしまうと、問題を逸してしまうかも知れないが、やっぱり人がいない所は、どうにもならないという実感がある。

南原 例えば椎茸協業組合などを林構あたりで作るが、旨くいく場合もあり、また、途中から年度を待たずに崩壊寸前の状態に陥ってく

るものもある。こういう風なものを見ていると、案外経営が放漫な協業体が多い。従って、良きリーダーが中心になって舵とりをするという、物と人との一体体制がないと旨く進まないのではないか、という見方をしている。それからかなり労働力を投入してもその割合にメリットがないという場合にも協業体が長続きはしない。例えば、椎茸生産にしても、そこへかなりの労働力を注ぎ込んでも、その割合に収入が上がって来ないという場合には、往々にして早く崩壊していくという風な姿を見届けている。

武井 林業の場合は回転の期間が長い。今まで報徳社流の精神主義的なやり方でかなり受けたと思う。ところが現在のように経済合理性だけでやって行くようになると、旧来のやり方では済まないのではないか。そうすると、何か日銭が入るようなもの、林業副産物のようなものが組み合わされなければならないのではないか。

司会(岡森) 今、人材と物(蓄積)という点から話が展開されているが、原野地帯を控え、森林蓄積があまりない所での生産森林組合の設立ということで何かないか。

森 九重町では、日田市と較べてかなり林業が遅れており、入会地の中にかなりの放牧地があるが、牛の価格の不安定性等からかなり荒れている。入会整備で設立された生産森林組合にはこのような放牧地を維持しているところがかなりある。そういう所でも牛馬の頭数が減ったせいでもあるが、スギ、ヒノキではなく、椎茸原木としてのクヌギを中心にかなり植林されつつある。それはクヌギの植林がスギ、ヒノキに較べて採草放牧にかなり利用できるからであるが、それがいい結果になるかどうか判らない。しかし原野の中には放牧採

草もされていないし植林もされていない土地もかなりある。誰かその組合のリーダー的な人がいるならばこれらの土地での植林も可能だというような見方をしている。ある程度嫌われても、皆を引張って行くような人がいるならばそれに沿った方向で植林、高度利用がなされるのではないかと思う。

司会(岡森) 良きリーダーがいるかいないかで、かなり事情が違うんだという話ができる。確かにそういった面もある。しかしあ他面、いくらいいリーダーがいても、それに付いて行く人がそういった植林に生活の基盤からして付いて行けないという逆な面があるのではないか。

長友 私はよく林業経営というものを、資本、物、人、技術の4つをいつも引き合いに出して話している。戦後の開拓村で成功した所は殆ど相当の資本を持って入植した所である。生産森林組合でも資本のある所は旨く行っていると思う。宮崎で「明日の猪より今日の兎」という諺をばよく農民の人が使う。人工林がいい、単位面積の収穫が高いということは判っていても、なかなか切替えができないで、薪炭林経営かせいぜいクヌギを造林し、それで椎茸生産するというような林業経営をやっている所が多い。生産森林組合には現物出資だけでは旨く行かない要素があるんじゃないかな。その一つとして確かに資金の面が重要な要素になって来ていると言える。それから、リーダーの問題、これも全くその通りである。私なんか極端なことを言えば、反対する人をも引張って行くんだ、というような意識のリーダーを育てたいと思う。全員一致というような形を待つまで林業はのんびりして居られないのじゃないか。ある程度認識のある人が自信を持ってリーダーシップを發揮すれば、ある

程度の難しい作業なんかもできるのではないかという気がする。それから、生産森林組合の経営を旨くして行くためには組合員の意識を向上して行かなければだめだ。そのためにはやはり配当というような実績というか、餌を持って行かなければならない。確かに構成員の人たちが山に働いた報酬が見返りにあるんだ、ということを認識してくると経営は旨く行くようだ。逆に旨く行かない例ということも話題に上っているが、私が見ているところでは兼業農家の多い所、とくに工場に働いている組合員が相当数を占めているような生産森林組合がやはり旨く行っていない。同じような条件の所、経営規模なり職業が均一化された所は、確かに旨く行っているが、そういう生産森林組合だけではない。現在では日稼ぎに行く人、工場に勤める人、或は農協、役場に勤める人、色々の人たちが組合員を構成している。そういう人たちの混じり合いの度合が濃い程やはり協同作業、協業というのは難しいような感じがしている。

司会(岡森) 同じような内容で後まだ御紹介されていないような県について、お願いしたい。

山口 福岡県でもやはりこういった2つのタイプに大雑把に分ければ分けられる。しかし乍ら福岡県の場合には己に殆どが人工林化しているので問題が一寸違う。どういうことかと言うと、北九州の例を紹介したが、生産森林組合の組合員は殆どが兼業農家である。そういうことから常時従事義務を金銭で解決している(所謂出不足金)という問題が一つある。先程から自己資金がない故に難しい、という話があったが福岡県の場合は出不足金で運営している関係で、逆にその経理処理に困っているような生産組合がある。つまり出不足金

で下刈りなり保育なりに出た組合員に賃金を支払っている訳だが、それをそのまま決算書に載せることができない。何か旨い方法はないかと思っている。

原 先程から造林意欲が低下しているとか言う話が沢山出ているが、造林事業全体が鈍化しているのであって入会林だけの罪ではないと思っている。佐賀県では、里山的な所が多い。個人分割されている所は目的に沿って活用されているが、いい所は個人分割され、瘠薄林地的な所が生産森林組合となっているというようなことから、非常に評判の良くない姿になっている。そこで生産森林組合に出資される山についてはAGが簡単な植伐計画の指導をし、作業道や作業器具については県費助成している。

堺 おっしゃる通りで付け加えることはないが、林業政策を生産森林組合とか整備林野に投入しなければならないと言っているのは、そういった認識を前提に置いて言っている。全国的に造林の停滞が進んでいるから入会林野は高度利用しないで放っておいてもいいんだということにはならないだろう。そういう状況だからこそ、整備事業の政策目的を達成するためには入会林野に対しては従来の「近代化すれば後は独りでに利用が進む」という認識ではなくて、もっと計画的な林業政策をしなければならないのではないかと思っている。

そこで今までの話を聞いていて、ある程度感じたことを申し述べれば、森林蓄積とリーダーということで問題を立てられるとすると、「そうですね、言うことありませんね。」ということになるので、そこは態と目をつむつて、もう少し政策対象になるように引き戻して考えてみたい。一つは森林蓄積、林相の問題、或は運転資金を出資金として事前に準備

するような制度をとるべきであるというような話であったが、それができれば、或は山あれば苦勞はしないというのが実情じゃないかと思う。森林蓄積がない、山がぼさ山だ、出資金を出そうにも出す能力がない、というような生産森林組合に対して、どういうテコ入れをしたらいいかというのが今の問題だろうと思う。その場合、ひとつは共同施業計画というシステムでもっていろんな政策補助、助成がなされていることを前提としてそれに加えて、造林保育に対し補助残融資というものを積極的に県なり市町村の立場で指導して行く必要があるのではないかと思う。報徳社みたいな形での造林というものはもはやできっこない。九重町みたいに山がよく育ち、ある程度農業基盤があるような所でも賃金を出さないと山ができないという状態なので、やはり就労に対しては賃金を支払うという処理を技術的にして行かなければならぬだろう。そしてその対策として補助残融資をもっと積極的に考えなければならないと思う。

それからもう一つ、植えたあの問題、とくに10年生以上の所謂間伐適齢期の山についても問題がある。整備計画の当初から作業道を考えておくべきであるといつても、そこまで余裕がないということかも知れないが、少なくとも現在の生産森林組合の山について、作業道、或は林道というのはもっと政策的にテコ入れされていく必要があると思う。

<入会林野整備と林業構造>

司会(岡森) かなり具体的な話が出て来ましたので、次の段階に入りたいと思う。入会林野を整備するといつても、単に権利関係の近代化だけをすればいいという問題でないだろう。どういった山を造るのか、どういった土

地利用をするのかという具体的な展望にそれがなされることが必要だろう。しかしそういった入会林野の整備上の問題点は日本の林業をどのように持つて行くかということも関係あると思う。この点について何かないか。川田 入会林野の整備というのは土地利用の高度化を目的としていると同時に林業経営の近代化、林業構造の改善という重要な課題を合わせ持っていると考える。

入会林野の整備を土地利用という点から観る限りではかなり造林も進められ、それなりに成果を収めている地域もあると思う。しかしこれを林業構造の改善といった視点から捕えた場合、過去10年間の入会林野の整備事業が、個別林業経営にとってどういうような意味を持ち、役割を果しているのか、さらに地域の林業構造というものをどのように変え、再編して行こうとしているのか問題があるのではないか。

己に堺さんが提起しているが、入会林野の整備があまりにも目的化されてしまっているために、それ以後の土地利用の高度化に一定の限界があるのではないか。入会林野の整備を計画する時点において、将来における林業近代化の方向や高度利用の主体の育成という視点を重視して、整備が具体的に進められて行かねばならないと考える。実際に、ある地域では個別経営にはこういう利益を持たらしめている。或はまた地域の林業構造はこういう風に近代化された、という例があればお教え願いたい。

重石 日田の場合は案外人工造林がし易い地域である。第一次林構事業で入会林野整備を行ったが、やはり個人分割という話になった場合、まず道路網の整備ということで作業道を骨格にした。作業道を造った後に個人分割を

して個別経営を作っていくという形で、私の方は入会林野の整備を進めてきた。原野をそういう風に個人分割したが、その後の植栽とか管理の面においては、道路網が発達しているから皆さん非常に仕事をやり易いという面が出ている。

穂積 我国の林業構造を所有規模別に観ると、小数の大山林所有者を頂点にする三角形の格好だろうと思う。一部の大山林所有を除き大半が零細な山林所有で多くは農業兼業だ。底辺の小規模所有者と農業者とはダブっている。入会山はこういう階層の人達の農業上の便益、或は生活上の便益として機能してきた山林原野である。そうすると、これをどういう風に高度化して行くかという場合には、この人たちの農業経営や零細山林経営の規模拡大ということ、農林業経営の発展を図るということが目的とされなければならないのではないか、と私は考えている。

政策の対象としては大山林所有者ではなく、こうした比較的零細所有山林の林家即農家という農林家にある。これらの経営をどのように総合的に発展させて行くか、ということに視点を置いて政策を進めて行くということしかないのでない。農業経営者は兼業という形で多様化し、二種兼業農家が過半を占め、一世代回転するとその人たちの中からかなり脱農する部分が出て来るだろう。しかし山林の手入れは役場に勤め乍らも朝方下刈をやるとか、夕方するとかいうようなこともできるので、そういうようなことを加味すると、農業とセットで林業をやっていける者でなければだめだと言うことにならない。山林の生産力増強的な政策視点からすると、こうした脱農する人も含めて林業の適正なる経営、林業生産力の維持培養が旨く行くような話な

らそれでもいいと評価せざるを得ないと思う。

そう云うことを頭に置き乍ら入会山の高度利用を経営と結び付けて、どう云う形の林業経営にプラスになるなら政策的にピックアップし、助成して行くか、或はそれはだめだと云うように、プラス、マイナスの判断をして行くべきではないかと思う。

大平 私達が対象にしている入会地は将にこう云った底辺（底辺という言葉は悪いが）に属する人達に關係している。この底辺から流出していく人たちの持っていた山からもう少し上の層に流れ、現在やや上の層が半ば膨らみつつある。この膨らんだ層の林業経営がどう云う形で行われているかと言うと、中村周辺では林業という兼業から段々、林業への専業化が生まれている。他方、流出した、或是在村のまゝ林地を手放す人に、農業に専業化したい、そのために林地を手放しつゝあるというタイプがある。それから、この階層の中でサラリーマン的な性格を持つ兼業の方には、その経営を維持するために、例えば、森林組合の労務班といったものと結びついていると云うケースもかなり出ている。つまり個人分割ということに視点を置いてみると、こう云った林業、或は農業の専業化傾向と云うものが見えてくる。大体 10～20 ヘクタール層が 1 つの軸になってこの規模拡大を行っているのではないかと思っている。

川田 土地保有の規模拡大という問題と経営の規模拡大という問題とあると思う。梼原町では、経営規模拡大と云うのは町有林での分収造林というような形で進んでいる。だから経営の合理化・近代化と云うことと、土地所有の規模拡大とは同一のものではない、切り離して考えてもいいのではないかと思う。

＜入会整備地の高度利用と農林業政策の方向＞司会（岡森） 今、林業サイドからの話があつたが、阿蘇とか、ああ云う原野地帯の問題で少しお話を願いしたい。

斎藤 阿蘇地方では、大規模開発事業を農林省がやっているが、その実態を見て非常に悲觀的な感想をもつた。阿蘇のある山村の部落では、村有名儀で實質は部落が握っている入会原野、若干の椎茸原木等の広葉樹林もある放牧地なのだが、そこで村有名儀を部落に記名共有で所有権を移転し、農事組合法人を作つて酪農経営を始めた。最近どうなっているのか分らないが、私の感じでは、これは、早晚行き詰まるんではないかと思った。ところがそれと同時にその同じ村内でそういう大規模開発事業に乗らないで、従来のように肉用の赤牛経営を個人々々が共同放牧でやっている所もある。私はそういう所の方が寧ろ残っているんじゃないかと思う。大規模投資、即ち土地改良をし、色々な施設をして借金を背負ったのでは、まず、とんとんに行けばいい方だ。それは扱い手の問題と農林業の経済的な収益の問題と両方あると思うが、実際誰か損をしてもやる者が居るかと、如何に行政や学者が太鼓を叩いても、笛を吹いても、誰がやるのかということだ。扱い手がどういう生産組織を作るのかと云う問題もあるが、それ以前の基本的問題があるので。

穂積 今、農林業全体についての政策を今後どのように進めるべきかという問題提起を受けた。我国の各産業分野を政策的にどうリードして行くかということを問われているような感じがする。第 2 次産業中心の経済発展に農林業が労力供給源、資本蓄積の踏台という形でかなり大きな役割を果している反面、自分は色々な問題を押し付けられてきている。そ

の結果、いま御指摘のように、農林業の扱い手は一体将来に亘って確保できる見通しがあるのか。扱い手がいなくなつても林業や農業をちゃんと産業として維持できるのかというような問題が出て来るのだと思う。そう云う政策全体をどのような方向に持って行くかという選択、これは国民全体の課題だろうが、少なくとも農林業の経営の発展というものが今後とも全産業政策の中で然るべき地位を与えられることを前提として国土と資源の有効なる活用、人的資源の活用を行い得るような政策を自信をもって進めることが必要だと思う。

差し当たっての扱い手の問題については、林業労働はどうやら底を突いている。労働力調査での 21～22 万人というベースが最近横這いになっている。問題はそれを如何に有效地に組織化し、林業の維持・発展を考えて行くかであるが、その手法の一つとして森林組合への労務班、作業班と云う形での結集などが一つの政策の方向であろうと考えている。そのように人的な面での産業基盤を確保しながら、これだけの林野面積の活用を図って行きたいと、林業サイドからは言わざるを得ないと思う。しかし、たゞ林業だけで人が定着する訳ではないので農業、或は地域の産業の組合せ、そうした多角的な生活設計、人生設計が必要で、その辺を旨く農林業中心に考えてリードして行くと云うことが課題ではないか。

白土 御承知のように今の社会は車の社会だ。土木関係の人でさえも現場へ行くのに全部車を使って行かなければ作業にならない。そういう社会になっているのに林道が遅々として進まないため、入会整備するにしても、地域の住民が道のない所に上がってまで計画を作

成しようとはしてくれないという問題がある。例えば、若い連中を山の上まで連れて行って、この地区をいろいろ風に具体的に計画しようじゃないか、この地区はこう云う風に利用しようじゃないかと云う話を進めるためにには、まず道が必要だ。北九州市では、今入会整備が困難になっている所があるが、いろんな問題で道を先に造るような結果になっている。道ができれば、地域の住民が計画に参加してくれる。こう云う風な感覚で今後も取り組んで行きたいと思っている。今迄の入会林の整備が具体的にこの山をどう計画するかと云う地域の住民の意見が全然反映していないのも、これは林道がないと云う一つの大きな欠陥によるのではないかと思う。飛躍するかも知れないが、入会林整備即林道の開設、こう云うことをお願いしたい。

司会(岡森) 色々お話しを出して頂きたいが、時間が大変差し迫っているのでいまの入会林野整備と林道の問題についてあと一人発言して頂いて経営の問題は終りたい。

植田 入会林整備とその開発を兼ねた林道の問題が出たが、来年度から実施される高度利用では市町村で基本計画をお作り頂く段階で地域森林計画に登載されている林道についてでは、その計画の内容に盛り込んで頂き優先採択で実施して行こうと考えている。それから公共事業で採択できない林道、例えば一般林道の場合には採択基準が50ヘクタールであるが、それ以下の地域等についても林道を採択し、また作業道についても助成が折り込まれていく。さらに農林地一体の開発事業と云うものを目論んでいるが、これについても入会地なりの一部分に農地がかかる場合には農道を引き、さらにその上の林道経営に必要な林道まで延長すると云う風な構想で、道路に

はかなり重点が置かれている。

III 入会林野近代の法律的側面

司会(武井) それでは、法律の部門に移らせて頂きたいと思う。出ている問題が5つある。九重町の森さんから、近代化法と言わば農地法の関係と云う大変難しい問題と生産森林組合の税金対策の問題が出ている。福岡県の山口さんからは模範定款と実質的運営規則との関係、入会慣習の復活の問題が、また宮崎県の河野さんからは生産森林組合の設立に関して、公團造林がある場合の問題が出ている。それから、中尾先生から南原さんの報告にあつた、タカラ地方に入会林野が少ないと云うのはおかしいと云う御意見が出ている。そしてもう一つ、斎藤先生から入会に関する国家法と実質と云う大変難しい問題が出ている。

<入会林野整備と農地法>

森 近代化法に基付いて農事組合を設立しようとしたが農業委員会からの意見書が返って来ない。近代化の場合、その農地法の3条の2項の2に該当すると云う説明を受けた。と云うのは九重町の場合、整備計画は財産区有地から記名共有になり、記名共有から出資して法人を設立すると云う形になっており、これについてまず記名共有までの所有権移転ができるが、それを出資するということになると、農地を所有する者が自ら経営するとは言えないじゃないかと云う訳である。九重町の農業委員会や県の農政課など、この解釈については農地法の方が優先するのだと云う見解であり、その認可はいまだにできていない。もし意見書が得られないまゝその理由を書いて申請した場合、農地法に触れない農業法人として設立できるだろうか。

司会(武井) どなたか明快なるお答えを。

佐藤 これは先の入会林野のブロック会議に大分県から出した問題であるが、その後、農政部を通じて農林省との打ち合わせの結果を聞いたところ法律そのものに若干字句の上で問題があるが、運営では問題が起らないようになしたいと云うことであった。

植田 私共の方で一応検討したが、残念ながらはっきりした回答は出でていない。農事組合法人に出資する目的で入会林野整備をする場合、農地法に低触する疑いが無いとは言えないのと、知事さんと農業委員会とで充分話し合って頂きたいと言うより他はない。

<分収造林と生産森林組合>

司会(武井) つぎに分収造林と生産森林組合に移りたい。

河野 山口さんの報告では県行造林100ヘクタールの取り扱いが問題となっていたが、宮崎県でも350ヘクタールの入会林野が全部公團分収に提供されている集団がある。その集団から全部の現物出資で生産森林組合を設立したいと云う申し出があった。その理由としては、分収造林地で将来は必ず分収金の配当があり、その分配を巡って問題が生じるのではないだろうか、と云うことだが、どう考えたらよいか。共有地と云う形での入会整備も考えられるけれども、それではあまりメリットがない単なる財産保有だけの生産森林組合ということになるが、将来を考えると生産森林組合が良い、と云う考え方のようだ。

司会(武井) 全部、己に公團分収契約ができる、もう財産保有組合以外の何ものでもないと言われると、それでもいいと云う答えはしにくいたろうと思うが、何か良い知恵があるか。

大広 福岡県でも公團造林ではなく県行造林の場合だが、地元のそう云う要望は非常に強い。私共気持ちは分るけども、法律上ちょっと、それは難しいからだめだと言ひ方で、今まで言ってきてる。しかし公團造林の場合、三者経営では立木は共有ですから整備後の生産森林組合も森林所有者であると思う。また公團造林と云っても公團が直接山の経営をするわけではなく、恐らく現在の入会集団なり生産森林組合の組合員をあてにして下刈なり、今後の保育なりやって行くんじゃないかな。もし、そう云う条件があれば、それは一般的の場合の単なる土地所有者ではなく、森林法上の森林所有者になる。そうすれば、森林所有者でもあり、尚且つ実際の山の経営に当たっていると云うことになる。ただ、それは公團側が経費を出すので賃金労働になる。そう云うようなことで旨く解釈できれば、生産森林組合を作った方が良いのではないか。

公團の方からも地上権の登記ができないと云う事情もあって、入会林野整備をしたいと云う要望がある。或は先に造林をやって、後で整備をして生産森林組合を作り、地上権の設定登記をしたいと云うような話ができる、私共としても非常に都合がいいと思う。そういうのは、「インチキ臭い、法律上問題があるので、それはだめだ」と言ったところで問題は解決しない。こう云うやり方の方が私共だけでなく、公團もいいし、地元もいい、悪いところはないわけだから、そう云うところで検討をお願いしたい。

植田 今の問題は確かに表から言うと一寸難しい。しかし分収造林の場合において、通常の生産森林組合の場合でも土地提供兼造林者であればよい。所謂造林者であることによって森林経営がなされているというような解釈を

すれば可能ではなかろうか。それからもう一つは所謂土地管理組合の問題、そう云う土地管理組合ができれば、これは当然今のような形態でも、生産森林組合と云う名称が付くか、土地管理組合と云う名称になるか分からないが、そう云う形態でもって一本化されるという方向が考えられると思う。

旗原 それは要するに税務署が従事配当を認めると認めないかに関わる。公団の場合には、立木は共有だから税務署も従事割配当を認めると言つており、私は決して悪くないと思っている。長崎県の場合、そう云う場合は大いにやらせている。

司会(武井) 正面切ってはダメじゃないかと言つたが、段々話を聞いているうちに、必ずしもダメじゃないと云う明るい方向が出て来た。

つぎに中尾さんの方から南原さんの報告について、「タタラ地方に入会林野が少なく、地主・小作の関係において貸貸借関係の林野が多い」とはどういう意味から云う質問が出ている。

中尾 本当は質問したかったが、時間が無いので、そういう場合でも尚且つ入会林野とみて、住民が希望すれば入会林野整備の方向を持って行けるのではなかろうかと云うことだけ言

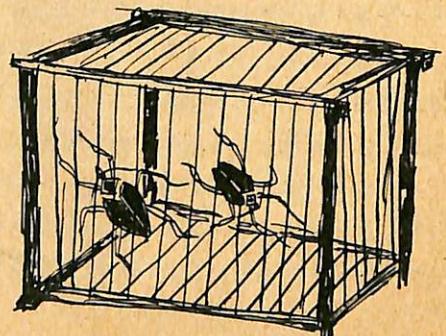
っておきたい。

<法の形式と実質>

司会(武井) それでは最後に斎藤さんの法の形式と実質という問題をお願いする。

斎藤 長友さんの「羽坂門中規約」でもあったように、国家法があつても自分達はこう行くんだと云うことを決めているが、実質生きた法と云うのはこれだと思う。それで、形式的にいろんなことが行われていても、実質その部落でこう云う風にやるんだと云うことで、それが公序良俗に反しない限り、良いのではないかと私は思う。それといま入会は形式的には全部、他人所有地入会になっていると思う。実質は部落が握っていると云うことが多いことと思うが、形式は誰かの名儀にしなければならない。このように形式と実質とがあるが、実質を生かせばいいのではないかと、私は言いたかった。

司会(武井) 今の問題についても色々と意見、議論のあるところであろうと思うが、次の行事の都合があるのでシンポジウムはこれで打ち切らせて貰いたいと思う。皆様の御協力に感謝したい。



<大会記事>

西日本入会林野研究会の第2回シンポジウムは、11月10日、11日の2日間、四国の西南端高知県土佐清水市の漁民研修センターなどで、会員多数の参加を得て開かれた。参会者は島根、岡山、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島の各県庁および出先機関の職員、高知、福岡、熊本、大分、宮崎県内の市町村職員や森林組合職員、入会権者および島根、高知、西南学院、九州の各大学の入会問題研究者などの会員51名のほか、林野庁森林組合課から穂積課長、植田同補佐、浜事務官が出席された。また受付記録などは、西南学院大、高知大、九州大の学生に担当してもらった。

参会者が当初の予想を大巾に上回ったため、宿舎の追加や会場の変更などがおこなわれたが、開催の労をとられた高知県林業課、同幡多事務所林業課、土佐清水市役所の皆様の御尽力で、終始スムーズな運営が行われた。心から御礼申し上げたい。

2日間の研究会次第は次のとおりである。

第1日 11月10日(水) 於土佐清水市漁民研修センター

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 開会 | 高知県林業課 | 明石 薫 |
| 1. 挨拶 | 高知県林業課長 | 今井秀寿 |
| | 土佐清水市農林部長 | |
| 1. 特別講演 | 林野庁森林組合課長 | 穂積良行 |
| 1. 問題提起 | 南原博文(島根県) | 長友格(宮崎県) |
| | 山口達興(福岡県) | 大平英輔(高知大) |
| (中食) | | |
| 1. 研究会総会 | 司会 | 斎藤政夫(島根大) |
| 1. シンポジウム | 司会 | 武井正臣(島根大) |
| 1. 閉会 | 高知県林業課 | 明石 薫 |
| 1. 懇親会 | | |

第2日 11月11日(木)

現地視察 土佐清水市松尾生産森林組合
足摺岬、竜串など

1. 特別講演について

穂積森林組合課長の特別講演は今年10月にとりまとめられた入会林野等高度利用促進協議会の報告を中心に、「入会林野対策の今後の方向」について行われた。その内容は前掲のとおりである。

なお、この特別講演に対しては、午後のシンポジウムでも活発な質疑応答がかわされた。

2. シンポジウムについて

- (1) 研究テーマ 「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」
- (2) 問題提起
- ① 島根県における入会整備の問題点
— 10 年の経過をふりかえって — 島根県林政課 南原 博文
 - ② 明治時代の山村集落の社会構造について
宮崎県西臼杵支庁 長友 格
 - ③ 都市近郊における入会林野整備とその問題点
福岡県林政課 山口 達興
 - ④ 入会林野整備地域を含む山村の林地移動
高知大農学部 大平 英輔
- (3) 討論
- 特別講演および 4 報告をうけて、シンポジウムの討論がもたれたが、武井、岡森両司会者によつてあらかじめ問題点がつぎの 3 点に絞られた。
- ① 入会林野整備の行財政問題
 - ② 整備後の経営問題
 - ③ 入会近代化の法律的側面
- 討論は、この 3 点にそつて行われ、会員の活発な発言が続いた。内容は前掲のとうりである。

3. 総会について

- (1) 会務報告
- 中尾英俊代表委員より 1 年間の会務の報告がつぎのとうりなされ了承された。
- ① 運営委員の補充と変更
○補充 大平 英輔（高知大）
○変更 笠原 義人（九州大）転勤のため堺正経（九州大）に
 - ② 機関誌の発行
「西日本入会林野研究会会報第 1 号」を 1976 年 10 月に編集発行した。内容は第 1 回シンポジウムの報告要旨と討論速記録および規約、大会記事などである。
 - ③ 会員名簿の作成
第 1 回シンポジウムの参加者およびその後の入会申込をもとに会員名簿を作成した。但し、勤務場所、住所は不明のため空欄のままでした。
- (2) 会計報告
- 次のとうり報告され了承された。
- ① 1975.10.2~4 の収支

	収 入	支 出
宿泊料	315,000 円 (2泊33人 1泊4人)	宿泊料 315,000 円
研究会費	51,000 (51人×1,000 円)	昼食代 26,100
懇親会費	114,000 (38人×3,000 円)	懇親会費 63,072
収入合計	480,000	事務局費 27,600
		写真代 4,000
		支出合計 435,772
② 1975.10.5~1976.1.0.31 の収支		
	収 入	支 出
引継り余金	44,228	アルバイト料 16,000 (2,000×8人)
収入合計	44,228	筆耕料 20,000
残額	5,528	通信費 2,700
		支出合計 38,700
③ 未払債務 機関誌印刷料	50,000 円	
50 年度の会費収入では機関誌の印刷代の支払いは不可能なので、51 年度分会費の入金をまって支払う予定である。		
(3) 審議事項		
① 次期開催地 宮崎県内に決定		
② 機関誌の配布方法について		
③ 各県等への機関誌の寄贈と会への寄附 (2,000 円程度) 依頼について		
会の財政をつよめるために、会報 2 部を寄贈し、これとひきかえに 2,000 円程度の寄附をあわぐことについて、各県の善処をお願いすることになった。		
④ 会員カードの作成について		
会員名簿の作成や会費徴収のための会員カードを作成することが認められた。		
⑤ 研究会の幹事を各県におくことについて		
運営委員会からの会員への連絡を能率的にするために、各県に幹事を設置することが決まった。		
(4) 運営委員(役員)の選出		
河野俊克氏(宮崎県林業指導課)が新しく選出され、ほかの全員の留任が承認された。		
① 県関係 藤本 遵(山口県)		西森 正信(高知県)
		大広 光義(福岡県)
② 市町村関係 森 有為(大分県九重町)		河野 俊克(宮崎県)
		欠員(宮崎県内より選出の予定)
③ 大学関係 武井 正臣(島根大)		大平 英輔(高知大)
		中尾 英俊(西南学院大)
		堀 正経(九州大)

なお代表委員は、ひきつづき中尾英俊氏である。

